

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百二二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表Ⅱ区分057(1)①に次のように加える。

ハ 特殊型（Ⅲ） 153,000円

別表Ⅱ区分057(1)に次のように加える。

⑧ ライナー（Ⅵ） 60,300円

⑨ ライナー（Ⅶ） 79,200円

別表Ⅱ区分060(1)を次のように改める。

(1) 一般スクリュー（生体用合金Ⅰ）

① 標準型 6,440円

② 特殊型 6,920円

別表Ⅱ区分112(7)を次のように改める。

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

(7) トリプルチャンバ（I型）

- | | |
|---------|------------|
| ① 標準型 | 1,510,000円 |
| ② 極性可変型 | 1,570,000円 |

別表Ⅱ区分129(3)に次のように加える。

- | | |
|-------|-------------|
| ③ 軸流型 | 18,100,000円 |
|-------|-------------|

別表Ⅱ区分133に次のように加える。

- | | |
|----------------------|----------|
| (17) 下肢動脈狭窄部貫通用カテーテル | 172,000円 |
| (18) 血管塞栓用プラグ | 126,000円 |

別表Ⅱ区分150を次のように改める。

- | | |
|--------------|------------|
| 150 ヒト自家移植組織 | |
| (1) 自家培養表皮 | 306,000円 |
| (2) 自家培養軟骨 | 2,080,000円 |

別表Ⅱに次のように加える。

- | | |
|----------------------------|---------|
| 176 子宮用止血バルーンカテーテル | 17,900円 |
| 177 心房中隔 ^{せん} 穿刺針 | 51,700円 |